

令和 7 年度 施行

業務設計書（公示用）

業務設計書

業務名： 百合が原公園灯油漏洩処理業務

令和 7 年 9 月 単価適用

札幌市建設局 みどりの推進部

業務名： 百合が原公園灯油漏洩処理業務

業務委託費	円
業務価格	円
消費税等相当額	円

業務概要

百合が原公園管理事務所で発生した齧歯動物による灯油配管損傷被害により生じた灯油漏洩について、土壌汚染調査結果等に基づき、灯油による汚染状況を解消するため、油分が残存する汚染土の掘削除去及び発生した汚染土の運搬処理等を行う。

業務の場所

百合が原公園(札幌市北区百合が原公園210番地) 【位置図参照】

履行期間

契約締結日から令和8年 2月27日までとする。

仕様書等

本業務に係る仕様は「業務仕様書」によるほか、仕様書に記載がない事柄については、「札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書」、「札幌市土木工事仕様書及び標準図」、札幌市造園工事標準図及び参考図による。

契約書、仕様書等との間に相違がある場合は、受託者は担当職員に確認して指示を受けなければならない。

業 務 仕 様 書

1. 業務概要

1 対象業務

百合が原公園灯油漏洩処理業務

2 履行場所

百合が原公園（札幌市北区百合が原公園210番地）

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 2月27日まで

4 業務概要

百合が原公園管理事務所で発生した齧歯動物による灯油配管損傷被害により生じた灯油漏洩について、土壤汚染調査結果等に基づき、灯油による汚染状況を解消するため、油分が残存する汚染土の掘削除去及び発生した汚染土の運搬処理等を行う。

5 業務内容

- (1) 前段調査にて確認された汚染土範囲（14.4m²）において最大GL-1.2m まで掘削（想定量約17.3m³）し、汚染土として搬出を行う。なお、掘削中に出水した地下水については、油分を含む可能性が高いため、産業廃棄物（想定量約5.0 t）として搬出すること。
- (2) 掘削作業完了後、側面および底面にて、油臭・油膜測定および油分（TPH）分析を行うこと。なお、油臭・油膜測定および油分（TPH）分析数は想定量24検体とする。
- (3) 掘削範囲には、ゼオライト（想定量約150kg）を散布し、油の拡散防止対策を行う。
- (4) 埋戻は埋戻用砂および砂利（想定量約17.3m³）で行い復旧する。
- (5) 掘削した汚染土は、フレコンパック（内袋付）詰めし、ユニック車で運搬して園内所定の場所に仮置きし、ラフタークレーンによりトレーラーに積込み、搬出することを基本とする。なお、所定の場所とは、圃場又はP 3駐車場を想定しており、クレーンの設置場所やトレーラーの配置等を勘案し、担当職員と協議の上で決定すること。

※上記、想定量と記載のある項目については、産業廃棄物の計量伝票などにより最終的な数量を確認し、清算することとする。

6 作業等の現場条件

- (1) 公園を閉鎖できないことから、来園者が多い週末の作業を避ける等、作業日及び作業期間は委託者と協議の上で決定すること。
- (2) 来園者が多い施設であることから、来園者の安全確保については十分に留意すること。
- (3) 現場作業にはいる前には、土砂掘削箇所に隣接する木製パネル（壁）の部分撤去を、施設管理者（又は業務発注者）により行うこととする。

2. 一般事項

1 用語の定義

この仕様書において次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員をいう。
- (2) 施設管理者とは、施設の管理又は運営に携わる者（主に指定管理者）をいう。
- (3) 受託者とは、当該業務契約の受託者をいう。
- (4) 業務責任者（現場代理人）とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために担当職員及び施設管理者との連絡調整を行う者で、受託者側の責任者をいう。
- (5) 指示とは、担当職員が受託者に対し、業務の実施上必要な事項を、書面若しくは口頭によって示し、業務を実施させることをいう。
- (6) 承諾とは、受託者が担当職員に対し書面で申し出た事項について、担当職員が書面をもって了解することをいう。
- (7) 完了とは、業務のすべてを終了することをいう。
- (8) 検査とは、契約書に規定するすべての業務の完了を確認するために、委託者指定した者が行う検査をいう。
- (9) 立会いとは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため担当職員がその場に臨むことをいう。
- (10) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。

2 業務責任者（現場代理人）

- (1) 受託者は、業務責任者を定め担当職員に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、業務責任者は日本語に堪能でなければならない。
- (2) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び担当職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

3 受託者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の使用にかかる費用は、原則的に受託者の負担とする。ただし、現地作業で使用するごく少量の水や電力等について、施設管理者が協議により認めた場合は、その限りではない。
- (2) 業務の実施に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (3) 業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、特に別途定めるものを除き、受託者が負担すること。
- (4) 本業務によって排出された廃棄物、段ボール及び梱包材等は廃棄物処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守して適正に処理することとし、処理にかかる費用は受託者負担とする。

4 加入すべき保険

業務遂行のために必要と思われる保険については、受託者の責任で加入しなければならない。

5 官公庁への手続き

業務履行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。

6 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に作業する場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

7 技能講習

技能講習を受けた者が従事することになっている作業については、特別な場合以外はその者以外の者に作業を行わせてはならない。

8 業務の協議について

委託業務の履行にあたり、指示、承諾、協議等については、業務協議簿(様式36)を活用すること。

9 作業内容等の変更

廃棄物量の変更や作業内容等の変更については、契約約款第14条に基づくものとする。受託者及び担当職員は作業内容等の変更について協議し、変更指示書(様式29)により指示を受けて、変更承諾書(様式34)を提出するものとする。

3. 業務の実施

1 施設との調整

- (1) 施設を訪問するにあたっては事前に担当職員に通知するとともに施設管理者と連絡を取り日程等の調整を図ること。
- (2) 施設管理者との調整が困難な場合には、担当職員の指示を受けるものとする。
- (3) 本業務の作業時間は原則として9時00分～17時00分迄とし、事前に施設管理者と調整の上実施すること。

2 提出書類

(1) 委託者への提出書類

次表に掲げる書類を、委託者に引き渡すものとする。これによらない場合は、予め担当職員と協議し、承諾を得なくてはならない。

書類名	掲載内容	提出時期
①役務履行計画書	業務責任者の氏名・連絡先 業務体系図 日程表(概略) 使用材料及び安全データシート等	契約後10日以内

②業務報告書(成果物)	業務内容説明 業務結果、産業廃棄物処理結果 マニフェスト 業務写真	完了時
③完了届	担当職員が指定する様式	完了時

3 関係法令等の遵守

受託者は業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、環境基本法、道路交通法、廃棄物処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

(1) 業務現場の安全管理

労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 条）第30 条第2 項の規定に基づき、同法第30条第1 項する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。

(2) 公衆災害の防止及び安全管理

受託者は修繕業務等に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を順守しなければならない。

また、有害ガス又は引火性ガスの発生の恐れがある場合は安全を確認し作業を行う。

(3) 建設副産物対策

「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」を順守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。本法律の対象となった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。

4 守秘義務

受託者は、契約約款の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。

5 業務の安全衛生

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

6 担当職員の立会い

調査の実施に際して担当職員の立会いを求める場合は、予め申し出るものとする。

7 業務の検査

受託者は、契約書に基づき、その支払にかかる請求を行うときは次の書類を提出し、委託者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

(1) 契約書、業務仕様書

- (2) 役務履行計画書
- (3) 成果物
- (4) その他検査に必要な資料

4. その他

1 服装等

業務の際には、業務責任者は業務に適した服装及び履物で業務を実施しなければならず、施設を利用する市民等その他に不快な印象を与えてはならない。

2 留意事項等

- (1) 施設を利用する市民、職員等の妨げにならないように十分注意するとともに、業務に係のない場所及び室への出入りは禁止する。
- (2) 業務にあたって、原則として火気は使用しないこと。火気を使用する場合には、施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。
- (3) 本業務の遂行にあたり、従事者及び第三者に対する事故防止に配慮するとともに、損害を及ぼしたときはその損害を賠償すること。
- (4) 作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように十分注意をすること。又、不慮の事故が発生した場合においては、速やかに施設管理者に報告すると共に、業務主任の指示に従い受託者の責任において一切を処理すること。
- (5) 施設及び付属の備品、設備、機器類に損傷を与えないように注意しなければならない。
なお、損傷等を与えた場合は、受託者の責任と費用負担において原状に復するものとする。
ただし、業務の実施に必要な破壊について、予め担当職員と協議し、承諾を受けた場合はこの限りでない。

3 成果物の利用等

- (1) 受託者は、委託者に対し、成果物の利用および内容を自由に公表することを許諾する。
- (2) 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、予め委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

4 環境への配慮

本業務においては、札幌市環境方針（令和3年4月1日）に基づき、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定

品を使用すること。

- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識と技能を備えていること。

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

名 称

上記役務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

..... (以下、札幌市使用欄)

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

札 ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号
令和 年 月 日

様

札幌市長 秋元 克広

変更指示書（第 ○ 回）

○○○○業務の作業内容について、契約約款第__条の規定に基づき、下記のとおり変更する。

記

1 変更内容

別紙のとおり。

2 変更額

今回の変更金額	円
前回までの変更金額	円
現在までの変更金額	円

3 当初契約金額との差額の支払いは、最終期分の委託料を増減して行うこととする。

当初契約金額	円
変更後の契約金額	円

印
紙

変 更 承 諾 書

令和 年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

住 所

受託者 氏 名

代 表 者

印

業務名

令和 年 月 日付札 第 号をもって変更指示のありました上記業務について、本業務にかかる契約書の各条項を遵守のうえ、変更指示書のとおり実施することを承諾いたします。

今回承諾する金額 円（うち消費税 円）増・減

前回まで承諾した金額 円（うち消費税 円）増・減

現在までの変更 円（うち消費税 円）増・減

業 務 協 議 簿 (第 回)

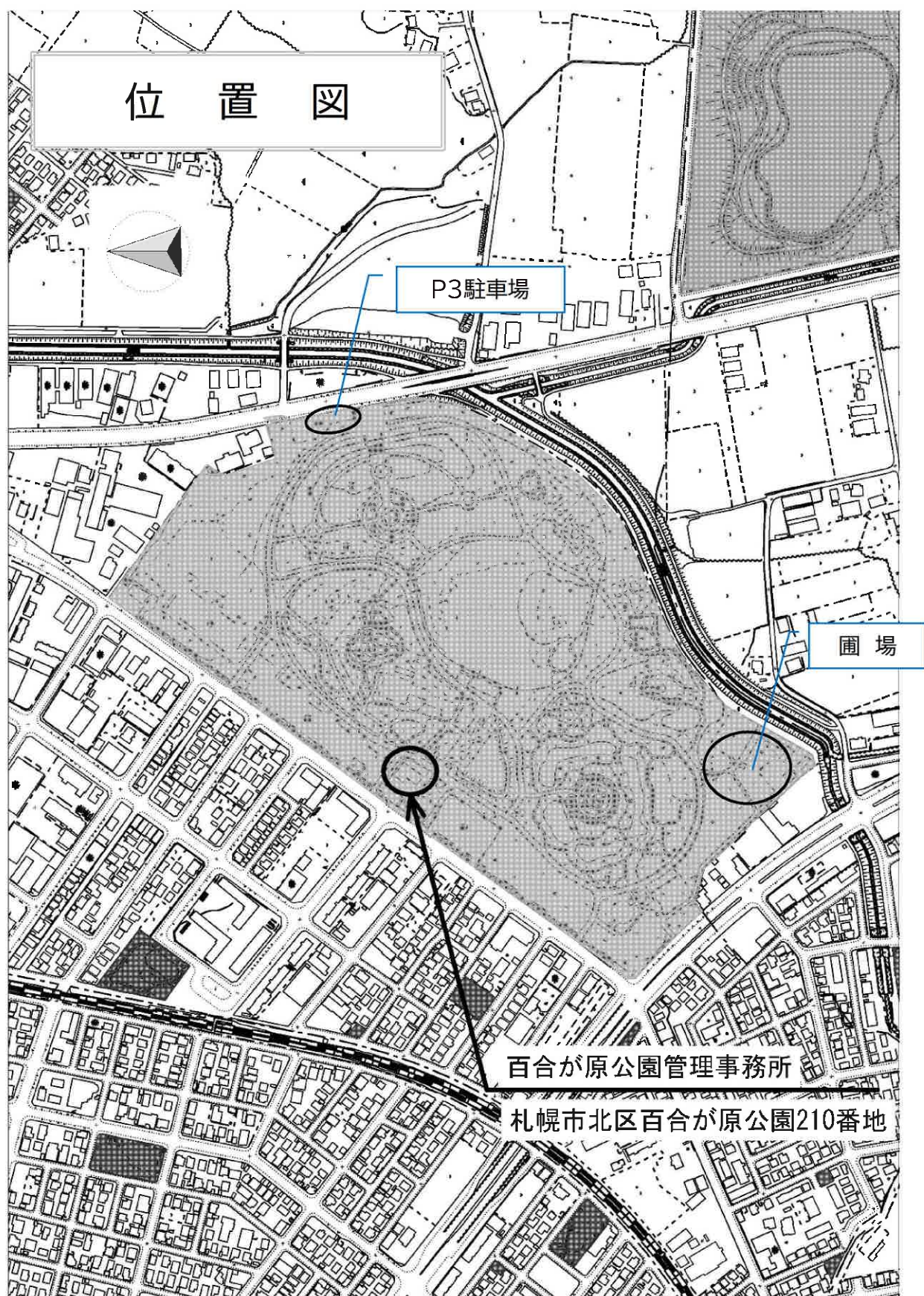
様式36

発議者	☐ 発注者 ☐ 受託者	発議年月日	令和 年 月 日	回答希望日	
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ 確認				
業務名					
(内容)					
添付図 葉、その他添付図書()					
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 ☐ その他() ☐ 回答予定日を設定します。 回答予定日 _____ 【回答】 _____ _____ _____ _____ _____ 添付図 葉、その他添付図書 【中間】処理・回答日: _____ 【最終】処理・回答日: _____			
		☐ 作業内容の変更の対象と ☐ しない ☐ する。ただし、詳細については別途指示する。			
	受 託 者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 ☐ その他() ☐ 回答予定日を設定します。 回答予定日 _____ 【回答】 _____ _____ _____ _____ _____ 添付図 葉、その他添付図書 【中間】処理・回答日: _____ 【最終】処理・回答日: _____			

		課長	係長	業務主任
確認欄	中間時			
	最終時			

		現場代理人		
確認欄	中間時			
	最終時			

位置図



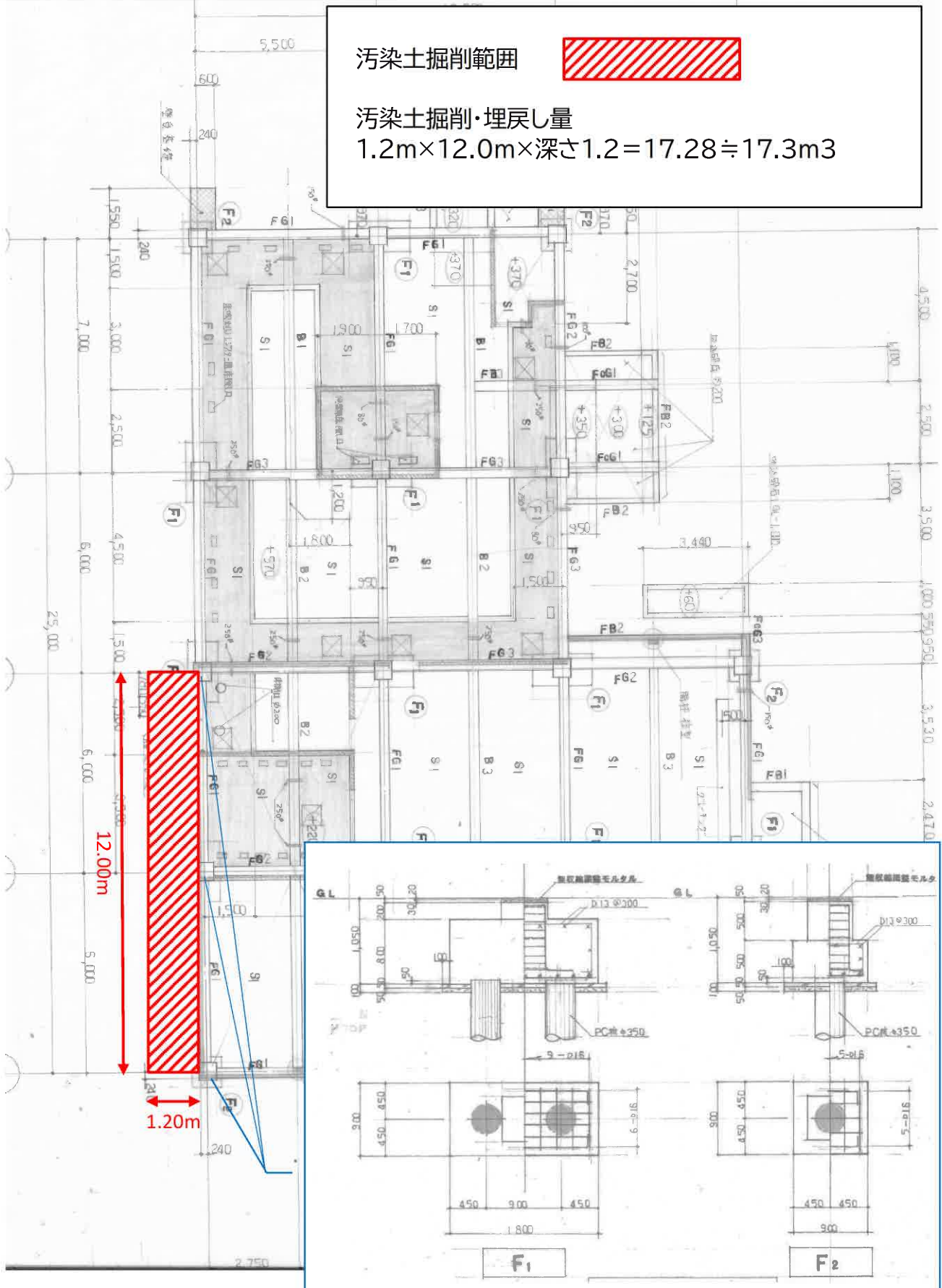
汚染土掘削範囲図

汚染土掘削範囲

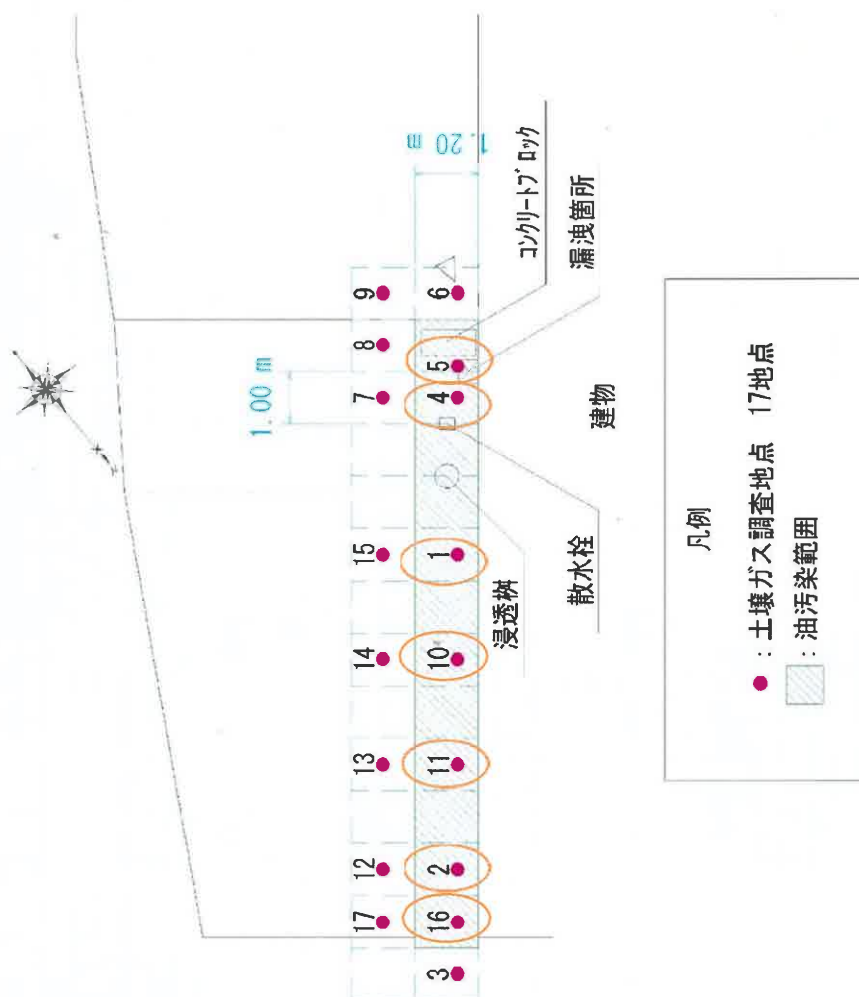


汚染土掘削・埋戻し量

$$1.2\text{m} \times 12.0\text{m} \times \text{深さ} 1.2 = 17.28 \div 17.3\text{m}^3$$



油汚染範囲図



【油汚染調査結果】

※土壌ガス簡易調査（ミネラルスピリット）

■ 調査地点 1	: ガス確認	■ 調査地点 11	: ガス確認
■ 調査地点 2	: ガス確認	■ 調査地点 12	: 下限値未満
■ 調査地点 3	: 下限値未満	■ 調査地点 13	: 下限値未満
■ 調査地点 4	: ガス確認	■ 調査地点 14	: 下限値未満
■ 調査地点 5	: ガス確認	■ 調査地点 15	: 下限値未満
■ 調査地点 6	: 下限値未満	■ 調査地点 16	: ガス確認
■ 調査地点 7	: 下限値未満	■ 調査地点 17	: 下限値未満
■ 調査地点 8	: 下限値未満		
■ 調査地点 9	: 下限値未満		
■ 調査地点 10	: ガス確認		

○ : ガス確認地点

※下限値50mg/m³

業務委託費 円 (原) (変更)						
第 1 号内訳書						
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
油汚染土壌掘削工	機械掘削	m3	17.3			
埋戻し工	埋砂+砂利使用	m3	17.3			
— // —	油分吸着材(ゼオライト)	kg	150			
油汚染土壌積込工	ラフタークレーン	日	1			
油汚染土壌運搬工(現場内)	小運搬(4tユニック)	日	2			
油汚染土壌運搬工(現場外)	札幌～秋田(トレーラー) 2.0 400,000	台	2			
油水運搬工	4t汚泥吸引車	日	2			
汚染土壌処理費(油汚染)	比重1.8想定	t	31.1			
産業廃棄物処理費(油水)	比重1.0想定	t	5			
油臭消臭工 バイオ消臭製剤		L	15			
油臭消臭工 バイオ分解製剤		L	15			
油臭消臭工 バイオ製剤散布工	消耗品および雑材料含む	式	1			
環境管理費	油分(TPH)分析費	検体	24			
— // —	油臭・油膜の測定	検体	24			
成果報告費	報告書取りまとめ	式	1			
直接業務費計		式	1			
現場管理費	バイオ製剤運搬費含む	式	1			
諸経費	法定福利費含む	式	1			
業務価格		式	1			
消費税及び地方消費税相当額	10%	式	1			
業務委託費		式	1			

札 幌 市